

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節. 自然とのふれあいの推進

1. 優れた自然の保全

(1) 島根県自然環境保全地域等の保全

(1) 事業目的

「島根県自然環境保全条例」に基づき、学術的価値の高い優れた自然の存する6地域を島根県自然環境保全地域（資料編参照）に指定しており、地元の保護団体等の協力を得ながら、巡視や草刈りなどの保全活動を実施しています。

(2) 取組状況

飯南町の赤名湿地性植物群落においては、自然遷移による乾陸化が進み、湿地性植物の衰退が懸念されていることから、地元ボランティア等の協力を得ながらヨシやノイバラなどの除草作業を実施し、自然再生に取り組んでいます。

また、国立公園三瓶山北の原にある「姫逃池」においても自然再生に取り組んでおり、水面の回復とカキツバタ自生地（県指定天然記念物）の生育環境の改善を図っています。カキツバタの周辺に他の植物の繁茂が目立つようになっていることから、地元を中心としたボランティアの協力を得て、除草作業などを行っています。

※1. 自然環境保全地域

ほとんど人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域やすぐれた自然環境を維持している地域であって、自然環境保全法及び県自然環境保全条例に基づき指定された地域のこと。

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 自然環境課 | 0852-22-6516 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節. 自然とのふれあいの推進

1. 優れた自然の保全

(2) 身近な自然の保護と活用

(1) 事業目的

規模は大きくないものの、貴重で身近な自然を、「みんなで守る郷土の自然」選定地域等に選定し、地域住民と連携して保護・活用に取り組んでいます。(資料編参照)

(2) 取組状況

昭和62年度から身近な自然環境の中に点在している貴重な自然や地域のシンボルとして守られている自然を「みんなで守る郷土の自然」として、現在56箇所を選定しています。

居住地及びその周辺で身近な自然が残されており、昆虫や野鳥等の小動物や植物の観察など自然に親しむことに適した歩道等を「みんなでつくる身近な自然観察路」として49箇所を選定し、自発的な活動を支援しています。

このほか、地域住民自らが守り育て活用している身近な森や林を「みんなで親しむふるさとの杜」として2箇所を選定しています。

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 自然環境課 | 0852-22-6516 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節. 自然とのふれあいの推進

1. 優れた自然の保全

(3) 自然保護意識の普及・啓発

(1) 事業目的

自然環境の適正な保全と利用を推進するため、広報紙やホームページ等により自然保護意識の普及啓発に取り組むとともに、生物多様性の重要性や自然保護思想の普及啓発を行っています。

(2) 取組状況

地域に根ざした自然観察会を開催する指導者の人材育成を目的に、県内各地で自然観察ガイド養成研修会を開催しています。

希少な野生動植物の保護を目的に、「島根の希少な生きものたち」の映像及びリーフレットを作成しています。

また、環境省では、生物多様性の保全上重要な地域が選定されており、これらの周辺で開発行為などが行われる際に考慮されることが期待されています。(資料編参照)

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 自然環境課 | 0852-22-6377 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節. 自然とのふれあいの推進

1. 優れた自然の保全

(4) 小豆原埋没林の保存と利用

(1) 事業目的

三瓶山の小豆原地区に存在する埋没林は、約4000年前の三瓶山の噴火により巨木が埋没したものであることが、調査により明らかとなっています。縄文時代の森の様子を知ることができる貴重な史料であることから、国の天然記念物に指定されるとともに、出土した場所を「三瓶小豆原埋没林公園」として整備し、保存と活用を進めています。

(2) 取組状況

平成19年度からは各分野の専門家による「三瓶小豆原埋没林保存検討委員会」を設置し、保存活用方法の検討を行い、平成31年2月に「三瓶小豆原埋没林保存活用計画」を策定しました。

令和元年度は、三瓶小豆原埋没林保存活用計画に基づき、ガイダンス施設の整備や埋没木の保存対策の検討を行いました。

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 自然環境課 | 0852-22-5347 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節 自然とのふれあいの推進

2. 自然公園の保護と利用

(1) 本県の自然公園

(1) 事業目的

我が国の四季折々の自然風景は、私たちの人間性や情緒を育む母体です。

そこで、特に優れた自然の風景地を国民の遺産として後世に引き継いでいくため、国立・国定公園や県立自然公園を指定してその保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として利用の促進を図っています。

本県においても、隠岐諸島や島根半島に代表される優れた自然の海岸風景や、三瓶山、中国山地の山岳・渓谷景観を有しているため、大山隠岐国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園のほか11の県立自然公園が指定されており、その総面積（海面を除く）は40,497haで、県土面積の約6%を占めています。

このほか、大山隠岐国立公園には、隠岐島地域と島根半島地域に、海城公園地区5地区と普通地域が指定されています。（資料編参照）

(2) 取組状況

大山隠岐国立公園、国定公園、県立自然公園等、それぞれの特性に応じた自然環境の保全や希少野生動植物の保護を通して生物多様性の確保に努めるとともに、自然公園や自然学習施設等を活用して、県民が身近に自然とふれあう機会を増やす取組を行いました。

※1. 自然公園

優れた自然の風景地として、自然公園法及び県立自然公園条例に基づき指定された地域。自然公園の区域内では、様々な規制により自然を保護する一方、多くの人々に豊かな自然とふれあい、自然の大切さについて、理解を深めてもらうよう利用の増進も図られています。

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 自然環境課 | 0852-22-6172 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節. 自然とのふれあいの推進

2. 自然公園の保護と利用

(2) 自然公園の保護

(1) 事業目的

県内には、国立公園が1箇所、国定公園が2箇所、県立自然公園が11箇所あります。

自然公園法及び自然公園条例では、それぞれの優れた自然風景を保護するために、特別保護地区、特別地域、普通地域等を指定し、景観を損なう可能性のある一定の行為を禁止・制限しています。

特別地域等で一定の行為を行うにあたっては、事前に国立公園区域内では環境大臣、国定公園・県立自然公園区域内では知事や市町長に許可を得る必要があります。また、普通地域では一定の行為の実施前に届出の提出が必要です。

(2) 取組状況

令和元年度は国定公園及び県立自然公園で47件の許可処分を行いました。

4月29日から6月30日を「野生動植物違法採取防止強化期間」として設定し、島根県自然保護レンジャーなどのボランティアの協力を得ながら、自然公園等のパトロールを強化し、違法採取の防止及び適正な利用を呼びかけました。(資料編参照)

(3) 参考情報

しまねの自然公園

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/shizen/shimane/shimane_kouen/

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 自然環境課 | 0872-22-6377 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節 自然とのふれあいの推進

2. 自然公園の保護と利用

(3) 自然公園の利用

(1) 事業目的

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するものであるとともに、自然とのふれあいの場としても活用される場所です。本県では、2016年7月に大山隠岐国立公園が環境省の国立公園満喫プロジェクトに選定され、現在、県内4地域の国立公園とその周辺地域において、国内外からの来訪者を増加させる取組みを行っています。サイクリングやトレッキング、シーカヤックなど豊かな自然を活用した体験メニューを造成し、県内の自然公園等の魅力をさらに向上させ、また、利用者が安全・安心・快適に利用できるよう受入環境の整備を図っています。

(2) 取組状況

令和元年の自然公園の利用者数は、大山隠岐国立公園が約850万人、国定公園が約13万人、県立自然公園が約313万人でした。(資料編参照)

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 自然環境課 | 0852-22-6172 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節 自然とのふれあいの推進

2. 自然公園の保護と利用

(4) 自然公園等の施設整備及び管理

(1) 事業目的

自然公園等を訪れる利用者に、安全・安心で快適な利用環境を提供するとともに、自然環境の保全や自然生態系の再生を図ることを目的に自然公園施設の整備や維持補修等を行っています。また、こうした自然公園施設が持続的に活用されるよう管理を行っています。

(2) 取組状況

自然公園等を訪れる利用者のための施設（自然歩道、駐車場及び公衆トイレ等）の整備を、国、県及び市町村が連携を取りながら進めており、令和元年度は自然歩道や駐車場、休憩所・公衆トイレ等の再整備を行いました。また、平成25年豪雨災害・平成30年豪雨災害により被災した県西部の自然公園施設の復旧工事を行いました。更に、歩道の転落防止柵や路面・標識、トイレの設備等の部分的な維持補修、並びに、倒木処理や修景伐採を行いました。

自然公園内の固有施設の管理については、市町村に管理を委託するなど、安全・安心で快適な利用を図りました。また、自然公園内でも特に風致維持・景観保護を必要とする地域の美化清掃経費について、市町村に自然公園美化清掃交付金を交付しました。

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 自然環境課 | 0852-22-6172 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節. 自然とのふれあいの推進

3. 自然とのふれあいの増進及びボランティアの活躍

(1) 自然とのふれあい機会の増進

(1) 事業目的

自然公園などのフィールドや自然体験学習の拠点施設を活用して、自然とのふれあいや自然資源の持続可能な利用などについて学ぶ機会を提供しています。

また、多くの人々の自然とのふれあいや、自然への理解を深めることを目的として、ボランティアを交えた各種行事を実施しています。

(2) 取組状況

① 自然系博物館などの活用

三瓶自然館サヒメル、宍道湖自然館ゴビウス、しまね海洋館アクアスなどの自然体験学習の拠点施設や自然公園などのフィールドを活用して、自然とのふれあいを楽しんだり、生き物との接し方や自然資源の持続可能な利用などについて学ぶ機会を提供しました。また、三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館の管理運営にあたっては、それぞれ、公益財団法人しまね自然と環境財団、公益財団法人ホシザキグリーン財団、公益財団法人しまね海洋館を指定管理者とし、自然教育の場として利用の促進を図るとともに自然環境に関する調査研究や環境教育に努めました。

② 自然とふれあう行事の実施

4月15日から5月14日までの1か月間を、国民一人ひとりが自然に親しむとともに、その恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむという趣旨から、全国的に「自然とふれあうみどりの月間」とされ、自然とのふれあいに関する各種行事が実施されました。

7月21日から8月20日までの1か月間に、自然公園の利用を中心とした「自然に親しむ運動」が全国的に展開され、県内各地においても自然に親しむ各種の行事が実施されました。この期間中、自然公園指導員環境省自然環境局長表彰の伝達式を行いました。

10月の1か月間を、多くの人々が全国の長距離自然歩道をはじめ自然や文化に恵まれた自然歩道を歩くことを通じて、自然とふれあい、自然への理解を深めることを目的として「全国・自然歩道を歩こう月間」とされ、各種行事が実施されました。

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 自然環境課 | 0852-22-6172 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節. 自然とのふれあいの推進

3. 自然とのふれあいの増進及びボランティアの活躍

(2) 中国自然歩道の利用促進

(1) 事業目的

中国自然歩道※1は、中国5県の美しい自然や文化的遺産を一本の道で結んだ総延長2,294.8kmの長距離自然歩道です。島根県内には昭和52年～昭和57年度（平成4、平成21年度に見直し）に策定した総延長654.5kmの自然歩道があり、本線ルート546.7km（美保関—一畑薬師—大社—立久恵—三瓶—温泉津—川本—浜田—匹見—津和野）と南北ルート107.8km（一畑薬師—斐川—木次—吾妻山）があります。こうした中国自然歩道の維持補修等を行いながら、利用促進を図っています。（資料編参照）

(2) 取組状況

通常のパトロール、草刈等の管理を市町村等に委託するとともに、災害や老朽化によって破損した箇所¹の維持補修等を実施しました。

中国自然歩道を多くの方に知ってもらい、ハイキング等での利用促進を図るため、17種類のパンフレットを作成し、モデルコースや見どころ等を紹介しています。

※1. 中国自然歩道（長距離自然歩道）

自然の中を歩くことにより、地域の豊かな自然や歴史、文化に親んでもらい、あわせて自然保護に対する意識を高めてもらおうという趣旨で、環境省が路線決定し、都道府県や市町村が整備・管理している歩道。

8圏域（東海・九州・中国・四国・首都圏・東北・中部北陸・近畿）で昭和45年から順次整備され、現在整備中の北海道自然歩道と東北太平洋岸自然歩道が完成すると、全国ネットワークが完成。

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 自然環境課 | 0852-22-6172 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節. 自然とのふれあいの推進

3. 自然とのふれあいの増進及びボランティアの活躍

(3) ボランティアの活躍

(1) 事業目的

島根県自然保護レンジャー制度などを推進し、県民と連携・協働しながら、自然保護活動、自然公園等の美化や適正な利用を促進します。

(2) 取組状況

① 自然保護レンジャー制度

県内の自然公園等（国立・国定・県立自然公園、中国自然歩道、自然環境保全地域）においてボランティアとして動植物の保護、野外活動の指導及び情報提供などの活動に従事できる方157名を第18期島根県自然保護レンジャーとして委嘱（任期2年：平成30年度～令和元年度）し、その協力を得て自然保護の推進を図りました。

② 自然公園等ボランティア整備

ボランティア団体や地域団体などの県民との協働事業により、自然保護の普及・啓発や自然公園等の整備を行っています。令和元年度は、竜頭八重滝県立自然公園において自然観察会を開催するとともにパンフレットを作成しました。

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 自然環境課 | 0852-22-6516 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節. 自然とのふれあいの推進

4. 隠岐ユネスコ世界ジオパークの活躍推進

(1) 事業目的

隠岐諸島は平成21年10月に日本ジオパークに、平成25年9月には世界ジオパークに認定されました。また、平成27年11月には世界ジオパークの事業がユネスコの正式事業となりました。

認定を受けたジオパークは4年に一度、保全保護・教育・観光への取り組みなどを中心に再認定の審査が行われます。隠岐ユネスコ世界ジオパークは地質の素晴らしさに加え、ジオパークを分かりやすく伝えるガイドの養成などが評価されて、平成30年1月にユネスコ世界ジオパークとして再認定されました。

(2) 取組状況

島根県は、一般社団法人隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会や地元町村等と連携して、情報発信の強化、多言語対応の強化、来島者の満足度向上、地域への啓発向上などに取り組んでいます。

※1. ジオパーク

地球や大地を意味する「ジオ」と公園を意味する「パーク」を合わせた造語で、優れた価値を持つ地質遺産だけでなく、歴史や文化、生態系などを含む総合的な公園のこと。

※2. ユネスコ世界ジオパークと日本ジオパーク

ユネスコ世界ジオパークは、世界ジオパークネットワーク及びユネスコの審査を経て認定された地域であり、令和2年7月時点で、44か国、161地域が認定されています。日本国内では、洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島、山陰海岸、室戸、隠岐、阿蘇、アポイ岳、伊豆半島の9地域が認定されています。

日本ジオパークは、日本ジオパーク委員会が認定する国内版のジオパークです。令和2年10月時点で、上記9地域の他、南アルプス、恐竜溪谷ふくい勝山、白滝、伊豆大島、霧島、盤梯山、下仁田、白山手取川、秩父、男鹿半島・大潟、箱根、佐渡、銚子、八峰白神、四国西予、ゆざわ、三陸、おおいた姫島、おおいた豊後大野、三笠、桜島・錦江湾、とちぎ鹿追、南紀熊野、立山黒部、苗場山麓、Mine 秋吉台、三島村・鬼界カルデラ、栗駒山麓、下北、筑波山地域、浅間山北麓、鳥海山・飛鳥、島根半島・宍道湖中海、萩の34地域、計43地域が認定されています。

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 自然環境課 | 0852-22-5724 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第2節. 生物多様性の確保

1. 野生動植物の保護対策

(1) 「しまねレッドデータブック」の発行

(1) 事業目的

しまねの豊かな自然環境や多様な野生動植物を守る基礎資料として、「しまねレッドデータブック」を発行しており、特に絶滅の危険性の高いものを中心に生息・生育地の調査等を実施しています。(資料編参照)

(2) 取組状況

平成8年度に「しまねレッドデータブック」を発行し、概ね10年を目処に改訂を行っており、平成24年度に「改訂しまねレッドデータブック2013植物編」(掲載種数394種)、平成25年度に「改訂しまねレッドデータブック2014動物編」(掲載種数550種)を発行しました。

次期改訂に向けて、絶滅危惧種の情報収集を行っています。

(3) 参考情報

しまねレッドデータブック

<http://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/rdb/rdb2/>

※1. レッドデータブック

絶滅の恐れのある野生生物を選定し、それぞれの種の絶滅危険度を評価したカテゴリー分けを行い、生態や分布、保全状況、影響を与えている要因等の情報を記載した図書のこと。

国際自然保護連合(IUCN)、環境省、都道府県等が発行したものがある。

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 自然環境課 | 0852-22-6516 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第2節 生物多様性の確保

1. 野生動植物の保護対策

(2) 自然保護の調査・情報整備と活用

(1) 事業目的

島根県の希少野生動植物の保護のため、「しまねレッドデータブック」掲載種を中心とした調査の実施や情報の集積を実施しています。

また、それら集積した情報を用い、開発事業者に対して、希少な野生動植物に関する情報提供と保護に関する指導を実施しています。

(2) 取組状況

① 調査と情報収集

野生動植物の生息生育実態をはじめとする自然環境調査や、既存データの収集整理を行っています。令和元年度は、魚類を中心とした河川の生物調査を行いました。

② 環境に配慮した工事の推進

調査結果と収集した情報については、データベース化を行い地図情報として整理し、各種の開発協議や大規模工事等における各種事業計画の照会に対し、貴重な野生動植物の生息情報の提供と自然環境への配慮に関する助言を行うなど、環境に配慮した工事の推進に活用しています。

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 自然環境課 | 0852-22-6516 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第2節. 生物多様性の確保

1. 野生動植物の保護対策

(3) 希少野生動植物の保護対策

(1) 事業目的

県内に生息・生育する希少野生動植物の保護を図り、生物の多様性が確保された健全な自然環境を次代に継承しています。

(2) 取組状況

「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、特に保護を図る必要のある「指定希少野生動植物」を5種指定しています。

これらは保護管理計画を定め、モニタリングや保護増殖などの保護管理事業を実施することとしています。地元団体や専門家等を「希少野生動植物保護巡視員」に認定し、生息生育環境のモニタリング及び普及啓発を行っています。

特にミナミアカヒレタビラについては、生息環境の変化から生息数の減少が見られたため、保護対策協議会を設置し、地元団体や専門家等と連携し、保護管理事業を実施しています。(資料編参照)

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 自然環境課 | 0852-22-6516 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第2節 生物多様性の確保

2. 野生鳥獣の保護管理対策

(1) 事業目的

野生鳥獣による農林作物等の被害を防止しながら、野生鳥獣の保護管理を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」※1に基づき策定した第12次鳥獣保護管理事業計画（平成29年度～令和3年度）および、絶滅のおそれのある野生生物を保護するため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」※2に基づいて鳥獣行政を推進していくもので、その主要事項は次のとおりです。

- ① 鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ、キジ・ヤマドリ）、鉛散弾規制区域の指定整備に関する事項
- ② 有害鳥獣の捕獲に関する事項
- ③ 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ④ 鳥獣保護事業の啓発及び実施体制の整備に関する事項
- ⑤ 絶滅のおそれのある種の保存に関する事項

(2) 取組状況

令和元年度に実施した主な事業は次のとおりです。

- (1) 令和元年度末現在の鳥獣保護区等の指定状況は資料編：表1のとおりで、鳥獣保護区の新規指定はありませんでした。
- (2) 愛鳥週間（5月10～16日）行事の一環として、小・中・高等学校及び特別支援学校の児童・生徒を対象とした愛鳥週間ポスター図案の募集（応募校35校、応募数436点）、その入賞者の表彰と作品の展示や野鳥観察会（松江市内、出雲市内）を実施し愛鳥思想の普及啓発に努めました。
- (2) 水鳥の保護対策の基礎資料とするため、ガンカモ類の生息調査を実施しており、主要地域（中海・能義平野・宍道湖・神西湖・神戸川・蟠竜湖・高津川）での調査を令和2年1月12日に、その他地域（県内全域）を令和2年1月5日から19日の期間に実施しました。（資料編：表2）
- (3) 傷病野生鳥獣の救護対策として、傷病野生鳥獣救護ドクターの6名により鳥類12件の傷病鳥獣の治療を実施しました。
- (5) 本県では出雲北山山地をニホンジカ捕獲禁止区域に指定し狩猟を禁止していますが、頻繁な出没や農林作物被害が深刻なことから、個体数調整と生息環境整備を重点的に進めました。併せて生息頭数調査（区画法調査・ライトセンサス調査）を実施し、より正確な頭数把握に努めました。
- (6) 西中国山地に生息するツキノワグマは、特定鳥獣保護管理計画に基づき対策を講じてきています。しかし近年、人家周辺に出没したり、農林作物畜産等への被害を発生させる状況にあるため、鳥獣専門指導員5名を配置し、出没時の対応や被害対策を講じるなど、適切な保護管理に努めました。
- (7) 野生鳥獣による農作物被害対策として、防護柵等の設置及び有害鳥獣捕獲を推進し、その軽減及び防止に努めました。

※1. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護管理を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護管理と狩猟の適正化を図ることを目的とした法律。

※2. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全することを目的とした法律。

【担当課】

| | |
|----------------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 農林水産総務課（鳥獣対策室） | 0852-22-5160 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第2節 生物多様性の確保

3. ラムサール条約湿地「宍道湖・中海」の「環境保全」と「賢明な利用」の推進

(1) 事業目的

平成17年11月、宍道湖と中海はラムサール条約※1湿地として登録されました。この条約の3つの柱である、「環境の保全」、「賢明な利用」及び「交流・学習」を推進し、貴重な地域資源を活用した地域振興を進めます。

(2) 取組状況

令和元年度に実施した主な事業は次のとおりです。

・中海・宍道湖一斉清掃

条約の趣旨である「環境の保全」と「賢明な利用」に対する地域住民の意識高揚を図るため鳥取・島根両県、沿岸自治体、住民等の参加により「中海・宍道湖一斉清掃」を環境月間である6月の第2日曜日に実施しました。

【参加者数：6,665人】

・子どもラムサール交流会

次世代の湿地保全を担うリーダーを育成するとともに、他のラムサール条約登録湿地との交流ネットワークを形成することを目的として、両湖周辺で活動する子どもたちと他の登録湿地で活動する子どもたちとの交流学习を鳥取県と共同で8～9月に実施しました。

【交流先：藤前干潟（愛知県）】

・大型水鳥普及啓発

宍道湖及びその周辺に訪れる大型水鳥類の魅力や重要性を周知するため、国土交通省出雲河川事務所及び沿岸市等と共同で「宍道湖・斐伊川環境フェア」を令和2年2月に出雲市で開催しました。

【来場者数：約500人】

また、冬季の宍道湖に生息、飛来する水鳥や水辺に関心をもってもらうため「水鳥観察会」を令和元年12月に宍道湖周辺の観察スポットで実施しました。

【参加者数：31人】

※1. ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971年（昭和46年）に採択、1975年（昭和50年）に発効し、日本は1980年（昭和55年）に加入。国際的に重要な湿地の保全及びそこに生息、生育する動植物の保全、適正な利用を推進することを目的としています。

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 環境政策課 | 0852-22-6379 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

1. 森林・農地・漁場の保全

(1) 森林の公益的機能の維持保全

(1) 事業目的

森林は、水源かん養※1や土砂流出防備等国土の保全機能はもとより、再生産が可能な資源である木材の生産機能や森林の二酸化炭素吸収による地球温暖化の防止に重要な役割を担っています。

(2) 取組状況

県では森林関連施策や森林整備の基準・目標等を示す地域森林計画を策定し、森林資源の利用と再生、間伐等による森林機能の充実・強化を図るための取り組みをしています。

森林整備を進めるにあたっては、補助事業により森林所有者等が行う植栽、下刈り※2、間伐※3などの費用負担の軽減や、林道・林業専用道・森林作業道などの路網整備による施業の低コスト化の推進などを行っています。

特に重要な役割を果たしている森林については、保安林※4に指定し、その機能が失われないように開発行為などを制限して保全に努めるほか、自然災害等により機能が低下したものについては、治山事業により機能回復のための防災施設の設置や森林整備を行っています。また、森林病虫害被害については、被害木の駆除や樹種転換により森林機能の回復を目指した森林の再生を行っています。

※1. 水源かん養

樹木、落葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下することにより、洪水調整、渇水緩和等河川流量の平準化を図るなどの森林が有している機能のこと。また、水田は広い面積に長期間水をためることによって効率よく水を土中に浸透させるため、かん養された地下水は浄化され、長い時間をかけて河川に還元され、河川流量の安定化に役立っています。

※2. 下刈り

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間を実施します。

※3. 間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施します。

※4. 保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限されます。

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 森林整備課 | 0852-22-6544 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

1. 森林・農地・漁場の保全

(2) 水と緑の森づくり

(1) 事業目的

水源かん養、県土保全、緑の景観等すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組みます。

(2) 取組状況

- ① 県民参加・生活環境を守る森づくり
集落周辺里山整備事業
(集落住民と森林の専門家が行う里山点検をもとに行う森林整備)
再生の森事業
(荒廃森林の再生)
県民参加の森づくり事業
(県民提案型の森林保全・利用・学習活動支援)
- ② 森づくり推進
森づくり情報交流、人材養成など
- ③ 森と木を未来につなぐ取組
高校生に向けた林業就業講座事業
(林業講座や体験学習により進学や就職へつなげる取組)
しまねの山をつくる種づくり・苗づくり事業
(県立緑化センターの種子供給能力の向上)
しまの森と木の魅力を伝える事業
(魅力発信、県立ふるさと森林公園の機能強化整備)

(3) 参考情報

上記取組の詳細情報

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/mizumori/mizumori/>

【担当課】

| | |
|-----|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 林業課 | 0852-22-6003 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

1. 森林・農地・漁場の保全

(3) 農地保全対策の推進

(1) 事業目的

農村地域は、食料の生産・供給の場であるとともに、そこに住む人々の生活の場であり、豊かな自然や、気候・風土に育まれた独特の農村景観により人々に安らぎを与えてきた場でもあります。

特に県土の8割以上を占める中山間地域では、生産基盤整備や生活環境整備を一体的・総合的に行うことにより、農業農村の活性化を図りながら農地の保全を積極的に展開しています。またその整備に当たっては、生態系や景観・親水にも配慮し、新たな農村環境を生み出すことなどにより、地域住民の憩いの場や都市交流の場としても活用できるよう整備しています。

(2) 取組状況

① 中山間地域総合整備事業

過疎、山村振興、離島振興、半島振興、特定農山村の指定を受けた中山間地域で、ほ場整備や農道、農業用排水路などの農業生産基盤や、集落道や防災安全施設などの農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、農村を取り巻く環境保全対策を実施しています。

令和元年度事業実施地区数 7地区

② 中山間ふるさと水と土基金事業（中山間ふるさと・水と土保全対策事業）

中山間地域等における水路や農道などの土地改良施設や、これと一体的に保全する必要があると認められた農地について、多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、人材の育成や、土地改良施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行います。

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 農村整備課 | 0852-22-5143 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第3節. 森林・農地・漁場の保全と活用

1. 森林・農地・漁場の保全

(4) 環境にやさしい農業の確立

(1) 事業目的

本県では、「しまね食と農の県民条例」(平成19年2月)において、地域の特色に応じた人と環境にやさしい農業の展開を経済活動と両立させながら県民全体で取り組む循環型農業(=『環境農業』)の推進を図っていくこととしています。

(2) 取組状況

① 推進事業

ア 島根県『環境農業』推進協議会の開催【農畜産課】

学識経験者、流通関係者、消費者等を委員とする島根県『環境農業』推進協議会を開催し、有機農業の推進や島根県エコロジー農産物推奨制度等について検討を行いました。

イ 有機農業に関する啓発・研修の実施【産地支援課】

県民の有機農業への関心を高めるため、新聞やテレビコマーシャルなどによる情報発信、小売店と連携したPRキャンペーンの実施、小学生を対象として食育講座の開催等を行いました。また、有機農業実践者の技術向上や販売力強化のための研修会を開催しました。

ウ 実証展示ほ場の設置【産地支援課】

隠岐支庁、各農林振興センターで、有機米や有機農業の実証展示を行い、その普及拡大を図りました。

② 農業用廃プラスチックの適正処理【農畜産課】

島根県農業用廃プラスチック適正処理推進方針(平成11年12月1日制定)に基づき、県内10の地域協議会等でのリサイクル処理を実施しました。

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 農畜産課 | 0852-22-5112 |
| 産地支援課 | 0852-22-6477 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

1. 森林・農地・漁場の保全

(5) 漁場環境保全対策の推進

(1) 事業目的

本県は、日本海、汽水湖である宍道湖・中海や江の川・高津川といった多様で豊かな水域が存在しています。また、そこは良好な漁場でもあり、様々な漁業が営まれ、年間を通して良質な魚介類の供給源となっています。

漁場となる海や湖・河川の環境を維持・保全することは、水産物を持続的に利用するうえで極めて重要であるため、水質や水生生物のモニタリング※1などを行うことで、漁場環境の保全対策を推進しています。

(2) 取組状況

① 宍道湖・中海に関する調査

宍道湖・中海において、調査点を定め、水質・水生生物を継続調査しています。また宍道湖については湖底に発生する貧酸素水塊※2の動態に関する定期調査結果を県のホームページ上で公開することにより情報提供を行っています。

② 赤潮・貝毒発生に関する漁場環境モニタリング

近年、日本海では有害赤潮※3の発生が確認されており、漁業被害が生じています。そのため、赤潮が発生しやすい時期に発生状況や海洋環境のモニタリングを実施しています。

また、イワガキ等の二枚貝類は、貝毒※4を引き起こす可能性があるため、出雲・石見・隠岐海域において定期的に検査を実施し、貝類の毒化状況の監視に努めています。

(3) 参考情報

宍道湖・中海水質情報

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/shinkou/kawa_mizuumi/suisitu/suisitu.html

赤潮情報

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/shinkou/gyosei_info/akashio/jouhou.html

貝毒検査の結果

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/shinkou/gyosei_info/kaidoku/latest_result.html

※1. モニタリング

大気、水質、騒音、地盤沈下や植生・生物の状況を監視・調査すること。

※2. 貧酸素水塊

水中の溶存酸素濃度が極めて低い水塊。汽水湖では塩分躍層の存在により上層からの溶存酸素の供給が絶たれやすいため、下層に滞留した高塩分水が貧酸素水塊となりやすいことが知られています。

※3. 赤潮

赤潮とは、植物プランクトン等の微生物が海中で異常繁殖し、海水が変色する現象のことを言います。中でも、魚介類に悪影響を与えるものは有害赤潮と呼ばれ、全国的にも漁業に甚大な被害を引き起こしています。

※4. 貝毒

主に二枚貝が有毒プランクトンを餌として食べることで体内に毒素を蓄積させ、これを食べた人が中毒症状を起こす現象のことを言います。症状により麻痺性貝毒、下痢性貝毒等に分けられます。

【担当課】

| | |
|-----|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 水産課 | 0852-22-5323 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

2. 森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用

(1) 木材利用の推進

(1) 事業目的

森林から生産される木材は、人にやさしく再生産可能な資源であり、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」※1な資源です。

地域の森林から生産された木材を、県内外の住宅・非住宅や公共施設等に幅広く利用し、さらに、林地残材や製材工場で発生した残材などの木質バイオマスを燃料等として有効に利用することは、森林整備を促進するとともに、地球温暖化防止や循環型社会形成に貢献します。

(2) 取組状況

平成20年3月に策定された、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」及びその実践計画である「森林・林業戦略プラン（第3期：H28～R元年度）」においても、原木増産と木材の供給体制の強化、木材製品の高品質・高付加価値化、県内はもとより海外を含めた県外への出荷拡大等に取り組み、木材利用を推進しました。

また、平成22年10月に施行された「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、平成22年12月には「しまね県産木材の利用促進に関する基本方針」、「島根県木材利用率優先計画」（平成31年4月更新）を策定し、県内の公共建築物等における県産木材利用を積極的に進めています。

※1. カーボンニュートラル

木材や農産物などは、炭素同化作用があり、光合成の過程で空気中の二酸化炭素を固定します。林地残材や農業廃棄物をエネルギーとして利用する時、燃焼などにより二酸化炭素が排出されますが、植林や農作業により再び大気中の二酸化炭素は吸収されます。このように、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことをいいます。

【担当課】

| | |
|-----|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 林業課 | 0852-22-6539 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

2. 森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用

(2) 棚田地域の保全とその活用

(1) 事業目的

農業生産の場として長い歴史を経て形成・維持されてきた棚田地域は、国土の保全や水源かん養など様々な公益的機能を有しており、下流域の都市住民の生命・財産を守る重要な役割を果たすとともに、農山村の原風景を保持するなどの多面的な機能を発揮しています。この棚田地域の保全や利活用を促進する地域活動の支援を行っています。

(2) 取組状況

① 中山間ふるさと水と土基金事業（中山間ふるさと・水と土保全推進事業）

棚田保全への県民参加を促すとともに、保全や利活用のため活動を行う集落組織等の育成・定着並びに持続的な活動を支援します。

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 農村整備課 | 0852-22-6263 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

2. 森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用

(3) 美しく豊かな海辺の保全と活用

(1) 事業目的

美しく豊かな海辺は、観光やレジャー目的の来訪者など多くの人々が訪れ、憩い、交流する場として重要な役割を果たしており、この美しく豊かな海辺の維持・保全や利用増進を図るための環境整備を推進します。

また、近年、沿岸域の藻場や干潟が消失するなど、漁場環境の悪化が見られるため、沿岸域の生態系や自然環境の維持・保全を推進します。

(2) 取組状況

① 海岸環境整備事業

国土の保全と併せて、海浜利用の増進を図るため、本事業により階段式護岸や植栽・遊歩道など、周辺環境と調和のとれた施設整備を行います。

令和元年度は、1漁港海岸で実施しています。

② 水産環境整備事業

近年、減少傾向にある藻場の回復・保全を図るため、藻場回復ビジョンを策定し、ハード・ソフトが一体となった対策を推進します。

令和元年度は、隠岐海域の藻場回復ビジョンを策定しています。

【担当課】

| | |
|---------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 漁港漁場整備課 | 0852-22-5593 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第4節 景観保全と快適な生活環境の保全

1. 良好な景観形成の推進

(1) 事業目的

地域の特性が生かされた魅力ある景観の保全と創造を図り、誇りと愛着の持てる県土の実現に資することが目的です。

わたしたちの暮らしや地域の発展との調和を図りながら、過去の世代から受け継いだ貴重な景観を守り、育てることにより、生活と文化の豊かさを実感できる県土を創るため平成3年12月に「ふるさと島根の景観づくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、景観形成上特に重要な地域である宍道湖周辺を「宍道湖景観形成地域」として指定し、良好な景観形成の推進を図るとともに、県内全域において、大規模な建造物の建設や開発行為などについて、適切な景観づくりを誘導しています。

なお、平成16年12月に「景観法」※1が施行されたことを受けて、県では、市町村によるよりきめ細かな景観づくりの推進を図ることとしています。

(2) 取組状況

① 大規模行為等の届出

景観に影響を与える建築物、工作物の設置や開発行為について、事前に届出を求め、良好な景観形成のためにその行為の形態、意匠、緑化等について必要な指導・助言を行っています。

令和元年度は、大規模行為の届出が111件ありました。

② ふるさと島根の景観づくり事業費補助金

地域を主体とした魅力ある景観づくりを促進するために、島根県景観づくり基金（約5.7億円）により、住民や事業者が各種協定に基づき行う景観形成活動や、市町村等が行う景観向上のための自主的かつ積極的な活動を支援しています。

令和元年度は、市町村等の景観づくり経費補助が1件ありました。

③ 築地松景観保全整備事業

出雲平野の自然と文化に根ざした個性ある景観をつくり出している築地松を後世に伝え残すため、築地松景観保全対策推進協議会が行う築地松の保全整備活動を支援しています。

令和元年度末現在で、特定86件、一般71件、合計157件の築地松景観保全住民協定を認定しています。

④ しまね景観賞

優れた景観を形成している建物などを表彰することにより、県民の景観に対する意識高揚を図るため、「第27回しまね景観賞」を実施しました。

令和元年度は、91通の応募があり、「まち・みどり・活動」など5部門で9件の表彰を行いました。

⑤ その他

住民等の景観づくりを支援するために、令和元年度は「景観アドバイザー派遣」※1を4件行いました。

※1. 景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる日本で初めての景観についての総合的な法律。

※2. 景観アドバイザー

市町村等によるまちづくりなどに関連する地域づくりの際に、県が景観に関する助言を行うことを認定した人のこと。

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 都市計画課 | 0852-22-6773 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第4節. 景観保全と快適な生活環境の保全

2. 緑化の推進

(1) 緑化推進運動

(1) 事業目的

平成22年度に県で策定した「第2期島根県環境基本計画」の中に、「潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成」を目標に掲げており、この目標を達成するために、緑化推進運動等を通じて、緑豊かな生活環境づくりを推進しています。

(2) 取組状況

森林や樹木等の有する公益的機能に対する県民の期待が高まり、県民の自発的な協力によって森林を守り育てていくため、平成7年5月8日「緑の募金による森林整備等の促進に関する法律」が制定され、緑の募金が誕生しました。

この法律に基づき、(公社)島根県緑化推進委員会が緑の募金活動と募金による森林の整備及び緑化の推進の取り組みを行っています。

令和元年度においても、緑の募金を活用して森林整備事業、環境緑化事業、緑化普及事業及び緑の少年団活動事業が行われました。なお、令和元年度の島根県における緑の募金総額は32,684,055円でした。

また、県立緑化センターを中心にして緑化相談などを通じ、緑化に関する普及啓発を図りました。

(3) 参考情報

島根県の緑化推進

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/ryokuka/>

(公社)島根県緑化推進委員会

<http://www.shimane-green.or.jp/>

【担当課】

| | |
|-----|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 林業課 | 0852-22-5166 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第4節. 景観保全と快適な生活環境の保全

3. 都市公園の整備

(1) 事業目的

都市公園事業は、休息、鑑賞、散歩、遊技、運動等屋外レクリエーションの用に供し、併せて、防災、避難、環境の改善、都市美観の向上等に資することを目的としています。

(2) 取組状況

本県では、平成31年3月31日現在で413箇所（約1,104ha）の都市公園が開設されており、あらゆる人々が身近に憩える場として都市公園の整備を行うとともに、安全で安心して利用できるよう適切な維持管理や利用の促進を図っています。

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 都市計画課 | 0852-22-6133 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第4節. 景観保全と快適な生活環境の保全

4. 多自然川づくりの推進

(1) 事業目的

平成9年に河川法が改正され、河川法の目的に「河川環境の整備と保全」が位置づけられました。また平成18年には、1. 河川全体の自然の営みを視野に入れ、2. 地域の暮らしや歴史・文化と結びつきのある、3. 河川管理全般を見据えた多自然川づくりという3つの事項を踏まえた提言「多自然川づくりへの展開」を基に「多自然川づくり基本指針」が定められ、「多自然川づくり」が全ての河川における川づくりの基本となりました。

(2) 取組状況

本県では、個別箇所の局所的な視点ではなく河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために河川管理を行う「多自然川づくり」を推進しています。

【担当課】

| | |
|-----|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 河川課 | 0852-22-5647 |

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第4節 景観保全と快適な生活環境の保全

5. 水道の整備

(1) 事業目的

水道事業者等が行う水道施設の更新・耐震化や、水道事業の広域連携・経営基盤の強化を進め、将来にわたり安全な飲料水の安定供給を維持していきます。

(2) 取組状況

令和元平成30年度末現在、県内の水道普及率は97.4%であり、約65万18千人の県民が安全・安心な水道を利用しています。その内訳は、上水道（14箇所）が約634万3千人、簡易水道（8箇所）が約1万7千人、専用水道（257箇所）が約7百人です。

また、集落の点在などにより水道施設整備が非効率な中山間地域では、水道普及率に算入されない小規模水道施設や飲用井戸の整備が進んでおり、これらを含めると99.6%（約667万5千人）の県民が安全な飲料水を利用できる環境となっています。

表1 水道普及率

（人口単位：人、普及率：%）

| 年度 | 総人口 (A) ※1 | 給水人口 (B) | 普及率 (B/A) | 上水道事業※2 | | 簡易水道事業※3 | | 専用水道※4 | | 全国 普及率 |
|-----|---------------|-------------|--------------|---------|---------|----------|---------|--------|--------|-----------|
| | | | | 箇所 | 給水人口 | 箇所 | 給水人口 | 箇所 | 給水人口※5 | |
| H22 | 711,932 | 688,632 | 96.7 | 14 | 522,793 | 189 | 164,816 | 35 | 1,023 | 97.5 |
| H23 | 707,439 | 683,937 | 96.7 | 14 | 525,260 | 176 | 157,659 | 37 | 1,018 | 97.6 |
| H24 | 702,807 | 679,117 | 96.6 | 13 | 528,849 | 166 | 149,698 | 37 | 570 | 97.7 |
| H25 | 697,489 | 676,257 | 97.0 | 13 | 528,764 | 165 | 146,880 | 34 | 613 | 97.7 |
| H26 | 692,415 | 669,998 | 96.8 | 13 | 528,346 | 158 | 140,972 | 33 | 680 | 97.8 |
| H27 | 689,986 | 668,443 | 96.9 | 13 | 527,741 | 151 | 139,925 | 32 | 767 | 97.9 |
| H28 | 684,888 | 664,504 | 97.0 | 13 | 526,961 | 139 | 136,663 | 30 | 880 | 97.9 |
| H29 | 680,252 | 662,710 | 97.4 | 13 | 621,662 | 25 | 40,343 | 27 | 705 | 98.0 |
| H30 | 675,207 | 657,739 | 97.4 | 14 | 639,742 | 8 | 17,297 | 27 | 700 | 98.0 |
| R1 | 668,162 | 650,836 | 97.4 | 14 | 633,063 | 8 | 17,090 | 25 | 683 | 未公表 |

※1. 総人口：R2.4.1時点の市町村別人口動態（統計調査課）による

※2. 上水道事業：計画給水人口5,001人以上の水道事業

※3. 簡易水道事業：計画給水人口101人～5,000人の水道事業

※4. 専用水道：居住者101人以上の自家用水道及び水道事業以外の水道又は20m³を超える給水能力をもつ水道

※5. 専用水道の給水人口：自己水源のみによる10箇所の現在給水人口を計上し、水道事業から受水する15箇所は除く

【担当課】

| | |
|-------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| 薬事衛生課 | 0852-22-5263 |